

多監発第16号
令和元年8月20日

多良木町長 吉瀬 浩一郎 様
多良木町議会議長 高橋 裕子 様
多良木町教育長 佐藤 邦壽 様

多良木町監査委員 牧本 光 秋
多良木町監査委員 坂口 幸 法

平成30年度 財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項並びに多良木町監査委員に関する条例第5条の規定により監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を報告します。

記

1 監査の概要及び観点

財政援助団体等の監査を実施するにあたっては、関係課から各団体等の事業成績書の提出を求め、補助額の多い団体、前回の監査から数年の期間、監査をしていない団体、前年より追跡調査をしている団体等を中心に、全体から抽出して関係者立ち合いの上、監査したものである。

その中で補助金の目的が十分達成され、初期の目的に沿って事業効果が上がっているかを着眼点として以下の監査を行った。

(1) 担当課関係

- ① 補助の目的、基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- ③ 補助金の交付手続は適正か。また、交付時期は適切か。
- ④ 補助の効果及び補助事業の執行状況を確認するため、実績報告の審査等が行われているか。
- ⑤ 補助金の精算及び返還手続は適正に行われているか。

(2) 財政援助（補助）団体関係

- ① 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- ② 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- ③ 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ④ 精算報告は、適正に行われているか。

2 監査実施場所

多良木町役場（3階） 監査室

3 監査の結果は次のとおりである。

(1) 総体的にみて

平成 30 年度、本町における財政援助団体への補助件数 118 件、総額 200,747 千円となっており、農事組合法人たらぎ大地など新規で補助対象となった団体もあることから、昨年度比 24,107 千円の増額となっている。

(2) 財政援助額（補助金）及び援助方法について

補助金は監査対象補助団体においてすべて 100%収納されていた。

(3) 事業成績について

事業成績書の提出はほぼ事業完了後 30 日以内に行われていた。

(4) 会計の出納状況について

会計経理、決算書に関する事務、関係帳簿、証拠書類等の保管管理については正確になされていた。

(5) 各課共通の留意事項について

ア 補助の目的

補助目的については概ね適正に遂行されている。

イ 補助金額の適正化について

本年度においても、査定基準が曖昧になっている団体が見受けられる。再度、担当課、財政担当課及び補助団体等による金額の根拠見直し、また委託料への移行の可能性も検討して頂きたい。

ウ 規約等の整備について

定款・規約あるいは規則が整備されていないまた内容と現状がそぐわない、不備と見られかねない部分がある団体も見受けられるので、担当課は適切な指導をすべきである。また各課の補助金交付要綱の精査も行われたい。

エ 会計期間について

全般的に規約等により会計期間を 4 月 1 日から 3 月 31 日までと定められているが守られていた。

オ 通帳の活用について

監査実施団体においては概ね通帳を有効活用されていた。

カ 全般的な監査結果について

補助金の本来の趣旨は、組織力や運営基盤がぜい弱な初期段階の支援措置として、団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものである。また、町民からの税金等を使って交付する以上、透明性の確保や説明責任が強く要求されるものである。し

かしながら、今回の監査においても、その金額の根拠を尋ねても明確にお答えしていただいた補助団体は少ないと感じた。

補助金の基本的な考え方として、まず公益性が客観的に認められるかどうかを担当係において次の5点を主に検証・確認をする必要があると考えられる。

- ① 「交付要綱」等で補助金交付の目的が明文化されているか
- ② ①の目的が具体的であり、町が関与して推進すべき事業であると確認できるか。
- ③ 町の政策目的（総合計画等の記述内容や行政評価の方向性）と合致しているか。
- ④ 町民ニーズに対応し、補助金交付の効果があると見込まれるか。
- ⑤ 受益者が特定の者に偏らず、町民の間に不公平が生じることはないか。

また適格性の確認として次の4点を検証・確認する必要があると考える。

- ① 町が事業を行う場合と比較し、経費面で有利であるか、専門性を活かせるか、などのメリットがあるか。
- ② 他の団体や個人等への再補助がないか、食糧費や慶弔費等が含まれていないか、などの補助金の使途が適正か。
- ③ 町職員が事務局、会計を務めるなど、過度な行政支援がないか。
- ④ 補助対象者の財務状況等から勘案して、補助金の必要性があるか、又は補助金額の根拠は明確化されており妥当か。

補助金のあり方については、団体等の維持・存続を目的とする経費（人件費等）や施設運営費に対して補助する「運営費補助」ではなく、原則として事業を実施するうえで必要となる経費に対して補助する「事業費補助」が望まれる。「運営費補助」については人件費・事業費等が混在しているため、補助の目的が不明確になりがちである。

しかしながら事業費補助においても、補助事業の実施には当然に人件費が必要なものも想定されるため、その場合には、人件費を補助対象とするべきかどうかは担当係によるヒアリング等により適切に対処していただきたい。

また、設立後間もない団体は、組織力や運営基盤が弱い弱であるため、自立できるまでの一定期間は運営費に対する補助が必要となる場合があるが、その場合補助の対象となる経費の範囲を明確にし、かつ終期を設定し段階的に補助金を減額していくといったことも検討していただきたい。

今後、町単独の補助金については、同一団体等への交付は原則として「サンセット方式」として3年程度の終期を設定し、更新が必要な場合には見直しを検討することも必要であると考え。終期が到来したときに「ゼロベース」で補助事業を見直し、本来の補助金のあり方について補助団体及び担当係は再確認することが必要ではないだろうか。

補助団体との関係においては、上記の理解に根ざした十分な意思疎通を心がけ、公益団体の自立の為という強い意識を持ち自立を促進していくことも一つの策であり支援ではないかと考える。

なお、補助団体別の監査結果については監査講評時に個別に申し述べたので省略する。